

〔検討事項〕 □重要政策等に関する議会の意見聴取、説明

(※要執行部協議事項)

1. 考え方について

議会は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更するときは、市長等に対して、議会の意見や政策提言の趣旨を尊重することや、重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。

2. 福島市議会の状況

□議案等に関する会派説明、全員協議会、各常任委員協議会の開催等により実施。

□地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例

(議会の議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- 1 平成 22 年度に策定された福島市総合計画基本構想の変更又は廃止に関すること。
- 2 基本計画（基本構想に基づき具体的な施策の体系や主な事業を示すものをいう。）の策定、変更又は廃止に関すること。

□福島市パブリック・コメント制度

・市の基本的な施策等に関する条例及び計画等を立案する過程において、実施。

・制度の対象

- (1) 市の施策に関する基本方針や基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民生活に密接に関連する重要な施策や手続を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

・市議会への対応：計画等の案を公表する場合、原則として、公表前に、正・副議長、正・副委員長説明の後、市議会議員全員へ公表資料と同一の資料を配布。

3. 参考条文、参考事例等

○川崎市 第 7 条（議会への説明等）

予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

○新潟市 第 12 条（議会への説明等）

3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。

○会津坂下町 第 5 条（町長等と議会の関係）

3 議会は、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）が振興計画、公共事業計画その他重要な政策を決定するときは、議会の意見を聴くよう求めるものとする。